

平成23年2月25日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官 吉田 晃弘

平成22年(ワ)第3390号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年1月20日

判 決

石川県加賀市松が丘4丁目3-12

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 宗 川 暢 一

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 福 田 吉 孝

同 代 理 人 支 配 人 西 村 武 次

主 文

- 1 被告は、原告に対し、322万7703円及びうち270万7559円に対する平成21年9月1日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である被告との間で、金銭消費貸借契約を締結し、継続的な金銭の借入れ及び弁済を行ってきた原告が、被告に対し、利息制限法1条1項所定の制限利率を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金元金及び過払利息が生じたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払元金及びこれに対する支払済みまで民法所定の年5%の割合による過払利息の支払を求めた事案である。

1 前提事実（末尾に証拠等を掲記したもの以外は当事者間に争いがない。以下、特に断らない限り、証拠番号には枝番号を含む。）

(1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告は、被告との間で、金銭消費貸借取引を内容とする基本契約（以下「本件基本契約」という。）に基づき、昭和63年3月ころから平成21年8月31日までの間、別紙計算書の「年月日」欄記載の各日に、当該日に対応する「借入金額」、「弁済額」欄記載のとおり金銭の借入れと弁済を行った。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 悪意の受益者について

（原告の主張）

被告は、貸金業者として、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないのであるから、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者と推定される。

貸金業法43条1項のみなし弁済の要件である貸金業法17条1項、18条1項の書面（以下「法定書面」という。）の交付については、一般的な書式による書証を提出するにとどまった場合には、その立証が尽くされたとはいえない。また、被告自身が設置する被告用のATM（以下「被告のATM」という。）ではない、他事業者設置のATM（以下「提携ATM」という。）の場合には、およそ法定書面の要件は満たしていない。さらに、法定書面の記載事項の一部の不記載があった場合、法定書面の交付がないと判断した裁判例も多数存在しており、これらの不記載があっても法定書面の交付があるとする認識に一致する裁判例が相当数あったとか、

そのような認識に一致する学説が有力であったとはいえない。

したがって、被告は、民法704条前段の悪意の受益者に当たる。

(被告の主張)

被告を含め小口無担保無保証の貸付けを業とする大手貸金業者は、裁判所においてみなし弁済の主張立証をしていなかったが、それは事後的な立証活動の困難さ、借主の資力の乏しさといった理由によるものであり、みなし弁済が認められないとの認識を有していたわけではない。

貸金業者が悪意の受益者に当たるとの推定に対する反証として法定書面を交付する一般的な業務体制を構築していたことを立証したときは、原則として、当該借主に対する法定書面の交付を具体的に立証することを要さないというべきである。

被告は、法定書面について、当時の裁判例等を踏まえて、これを借主に
対し交付する十分な体制を常に整備し、各借主に対し各取引ごとに法定書
面を交付する体制を整えた。この交付に関し、被告は行政処分等を受けた
ことがない。また、被告は、法定書面のうち、貸金業法17条1項及び同
法施行規則13条1項所定の記載事項のうち返済期間及び返済回数、各回
の返済期日及び返済金額についてはリボルビング契約の性質上記載するこ
とができないので、これに準じた次回支払期日及び次回返済金額を記載し、
同法18条1項及び同法施行規則15条1項所定の記載事項のうち契約年
月日、貸付けの金額及び債務者の商号、名称又は氏名については同法施行
規則の規定に従い契約番号を記載することでその記載を省略していたが、
これらの不記載は、法定書面の要件を欠くことにはならないし、最高裁平
成16年(受)第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻
1号1頁が言い渡されるまでは、上記の不記載があってもみなし弁済の成
立を肯定する裁判例があるなど、法定書面の要件を柔軟に解する余地があ
り、これらの不記載があってもみなし弁済が成立すると理解されていた。

これらのことからすれば、被告には、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったのであるから、被告は、悪意の受益者に当たらない。

(2) 過払金元金及び利息額について

(原告の主張)

過払金充当合意に基づき、制限超過部分を借入金に充当した結果原告に発生した過払金は、原告に係る別紙計算書の「残元金」欄記載のとおりである。そして、過払利息は、過払金の発生する都度、別紙計算書の「過払利息」欄記載のとおり発生し、平成21年8月31日時点で52万0144円の過払利息が発生している。そして、同日以降も、上記過払金元金に対する同年9月1日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による過払利息が発生している。

(被告の主張)

争う。

被告が悪意の受益者であったとしても、取引継続中は充當の合意により、過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充當することを前提とするのであれば、利息を付すべき時期もこれに対応して取引終了日の翌日とすべきである。

(3) 被告が善意の場合の返還すべき範囲について

(被告の主張)

原告に返還すべき額は、現存利益の観点及び運用利益の観点から経済的合理性に基づいて45%を減額した金額とすべきである。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 悪意の受益者（争点(1)）について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情のあるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁，最高裁平成18年(受)第1666号同19年7月17日第三小法廷判決・集民225号201頁参照）。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁判決（平成16年(受)第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集第60巻1号1頁）の言渡し以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者とすることはできないというべきである（最高裁平成20年(受)第1728号同21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁）。

そうすると、平成18年1月13日以前の本件各取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の他の貸金業法43条1項の要件の充足の有無、これを充足しない場合、同項の適用があるとの被告の認識の有無、これがあるときは、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情の有無を検討し、同日より後の本件各取引については「任意に支払った」という要件も含めた同項の各要件について上記同様の検討をする必要があるところ、本件全証拠によるも、被告が本件各取引について、借入れ、返済の都度、上記の法定書面又は被告が法定書面と認識する書面を交付していたと認

めるに足りる証拠はない。この点、被告は、法定書面を交付する業務体制を構築していたことの立証で足りると主張するが、その当時の一般的な業務体制として要件を充足する行為をしていたというのみでは不十分である。また、原告が、全取引について被告のＡＴＭを利用していたと認めるに足りる的確な証拠はなく、被告のＡＴＭを利用するのではなく、銀行などの提携ＡＴＭ等を利用して返済を行った場合に、法定書面の要件を満たすものがその都度交付され、あるいは後日、遅滞なく交付されていたと認めるに足りる証拠もない。また、被告のＡＴＭによる支払の場合に被告が法定書面と認識する書面が交付されていたとしても、その内容が、リボルビング形式の契約において、法定の要件を十分満たすものであったかについても疑義がある上、前記で被告自身が自認するとおり、被告交付の法定書面の要件の一部の不記載が存するところ、これらの不記載について被告の解釈を容認する裁判例や学説が相当数あったとの事実を認めるに足りる証拠もない。したがって、被告が、みなし弁済の適用があるとの認識を有していたと仮定したとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる前記の特段の事情があると認めるに足りる事情は認められない。よって、被告は、悪意の受益者に当たるといふべきである。

2 過払金元金及び利息額（争点(2)）について

原告と被告の間において、本件基本契約に基づく金銭消費貸借取引が行われたことに照らせば、利息制限法１条１項所定の制限を超える利息の支払により発生した過払金は、同一の基本契約に基づく取引において後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意が成立していたものと認められる。過払利息を付すべき時期について、被告は、取引終了日から付すべきである旨主張する。しかし、金銭消費貸借の借主が利息制限法１条１項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、過払金発生の時期から民法７０４条前段の規定に基づき同条所定の利息を支払わねばならず

(大審院昭和2年(ワ)第195号同年12月26日判決)、これは、金銭消費貸借契約が基本契約に基づくものであって、当該基本契約に基づく過払金をその後発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むものである場合にも異なることはないというべきであるから(最高裁平成21年受第1192号同年9月4日第二小法廷判決・集民231号477頁)、過払金発生時とすべきである。

そうすると、本件において、過払金充当合意に基づき、制限超過部分を借入金に充当した結果原告に発生した過払金は、別紙計算書の「残元金」欄記載のとおりであり、平成21年8月31日時点における過払金元金は、270万7559円と認められる。そして、過払利息は、過払金の発生する都度、別紙計算書の「過払利息」欄記載のとおり発生し、上記同日時点で52万0144円の過払利息が認められる。そして、同年9月1日以降の過払利息については、上記過払金元金に対する同年9月1日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による過払利息の発生が認められる。

第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第4民事部

裁判官 中 武 由 紀

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 23 年 2 月 25 日

京 都 地 方 裁 判 所 第 4 民 事 部

裁 判 所 書 記 官 吉 田 晃

